

[別紙]

様式1

事業報告書

(自 令和 3年5月1日 至 令和 4年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人もり小児科
 - ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 - ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 - 出資額限度法人 その他
 - ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷448番地

(3) 設立認可年月日 平成24年2月23日

(4) 設立登記年月日 平成24年3月8日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	森 剛一	
理事	森 素子	
同	森 毅	
監事	森 洋	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人もり小児科	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 448番地	一般病床 0床
			療養病床 0床
			[医療保険 0床]
			[介護保険 0床]

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年6月22日 令和2年度決算の決定

令和 4年4月30日 理事及び幹事の選任、就任の承認

法人名 医療法人 もり小児科
 所在地 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷448番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 4 年 4 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	6,996	I 流動負債	4,574
II 固定資産	2,445	II 固定負債	7,145
1 有形固定資産	1,841	負債合計	11,720
2 無形固定資産	580	純資産の部	
3 その他の資産	24	科 目	金 額
		I 資本剰余金	0
		II 利益剰余金	△ 7,278
		1 代替基金	0
		2 その他利益剰余金	△ 7,278
		III 評価・換算差額等	0
		IV 基金	5,000
		純資産合計	△ 2,278
資産合計	9,441	負債・純資産合計	9,441

法人名 医療法人 もり小児科
 所在地 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷448番地

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和 3年5月1日 至 令和 4年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	41,224
2 事業費用	43,595
本来業務事業損失	2,371
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	2,371
II 事業外収益	331
III 事業外費用	7
経常損失	2,047
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	2,047
法人税等	71
当期純損失	2,118

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 もり小児科
 所在地 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷448番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 4年4月30日現在)

1. 資 産 額 9,441 千円
 2. 負 債 額 11,720 千円
 3. 純 資 産 額 △ 2,278 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	6,996
B 固 定 資 産	2,445
C 資 産 合 計 (A+B)	9,441
D 負 債 合 計	11,720
E 純 資 産 (C-D)	△ 2,278

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 もり小児科

理事長 森 剛一 殿

私は、医療法人もり小児科の令和3会計年度（令和3年5月1日から令和4年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 6月 23日

医療法人もり小児科

監事 森 洋